

行政手続法第6条の規定による中部近畿産業保安監督部長の処分に係る標準処理期間

H24. 9. 19

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

標準処理期間

手続名	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業法第43条第2項の規定による主任技術者の免状の交付を受けていない者の主任技術者選任の許可	2週	2週
電気事業法第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可(その他)	45日	45日
電気事業法第47条第2項の規定による事業用電気工作物の工事計画の変更認可(その他)	45日	45日
電気事業法施行規則第52条第2項の規定による主任技術者保安管理業務外部委託承認	2週	2週
電気事業法施行規則第52条第3項ただし書の規定による主任技術者の兼任承認	2週	2週
電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	1月	1月
電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号の規定による定期事業者検査時期の変更承認	2週	2週
電気事業法施行規則第96条第1号ロに基づく一般用電気工作物の保守管理業務受託承認	2週	2週
電気事業法施行規則第98条第1項の規定による保守管理業務規程の設定及び変更の承認	2週	2週